

	<p>企業の施工実績等</p>	<p>平成 14 年 4 月 1 日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記(ア)の要件を満たす建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあつては増築部分とする。））工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）。）。</p> <p>(ア)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建物用途 下記の a)、b)、c)又は d)のいずれかに該当する施設 <ol style="list-style-type: none"> a) 同種施設 事務所・庁舎 b) 類似施設 事務室（上級室を含む。）、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室（教室及び実験室を除く。）の合計面積（これらに付随する共用部分を含む。）が、申請する建物の延べ面積の 1/2 を超える建物 c) 複合用途施設 1 「a)同種施設」と認められる部分の床面積が、要件として設定する「延べ面積」以上ある建物 複合用途施設とは、用途が 2 以上ある建物とする。 d) 複合用途施設 2 「a)同種施設」と認められる部分の床面積が、申請する建物の延べ面積の 1/2 を超える建物 複合用途施設とは、用途が 2 以上ある建物とする。 2. 構造 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（コンクリート充填鋼管構造は含まない。） 3. 階数 地上 2 階以上 4. 延べ面積 1,000m² 以上（申請する施設が複数棟の場合はそのうち 1 棟の延べ面積とする。また、増築にあつては増築部分の延べ面積とする。） <p>ただし、申請できる同種工事の施工実績は 1 件のみとする。</p> <p>なお、当該実績が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。ただし、請負代金額が 500 万円未満の工事は除く。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち 1 社が上記(ア)の施工実績を有し、他の構成員は下記(イ)の要件を満たす建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあつては増築部分とする。））工事の施工実績を有すること。</p> <p>(イ)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 構造 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（コンクリート充填鋼管構造は含まない。） 2. 延べ面積 300m² 以上（申請する施設が複数棟の場合はそのうち 1 棟の延べ面積とする。また、増築にあつては増築部分の延べ面積とする。） <p>また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。</p>
	<p>配置予定技術者の資格、工事経験等</p>	<p>次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>なお、専任を要しない期間は開札日の翌日から 30 日間を予定する。</p> <p>複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 主任技術者は、1 級建築施工管理技士、2 級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。 <p>監理技術者にあつては、1 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有す</p>

		<p>る者であること（詳細は入札説明書による。）。</p> <p>② 1人の者が、平成14年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあつては増築部分とする。））工事の経験を有する者であること。ただし、上記期間に育児休業等を取得していた場合及び事業促進PPPに従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は入札説明書による（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。</p> <p>1. 建物用途 下記のa)、b)、c)又はd)のいずれかに該当する施設</p> <p>a) 同種施設 事務所・庁舎</p> <p>b) 類似施設 事務室（上級室を含む。）、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室（教室及び実験室を除く。）の合計面積（これらに付属する共用部分を含む。）が、申請する建物の延べ面積の1/2を超える建物</p> <p>c) 複合用途施設1 「a)同種施設」と認められる部分の床面積が、要件として設定する「延べ面積」以上ある建物 複合用途施設とは、用途が2以上ある建物とする。</p> <p>d) 複合用途施設2 「a)同種施設」と認められる部分の床面積が、申請する建物の延べ面積の1/2を超える建物 複合用途施設とは、用途が2以上ある建物とする。</p> <p>2. 構造 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（コンクリート充填鋼管構造は含まない。）</p> <p>3. 延べ面積 300m²以上（申請する施設が複数棟の場合はそのうち1棟の延べ面積とする。また、増築にあつては増築部分の延べ面積とする。） ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとする。 なお、当該経験が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあつては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。 ただし、経常建設共同企業体にあつては、1社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。 また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事における経験のみ同種工事の経験として認める。</p> <p>③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。</p>
--	--	---